

知っここ! 「税務のマメ知識」

Q. 会計ソフトの「摘要」欄 何のために必要?

A. 一目で取引内容を把握できる「明瞭性の確保」と、消費税の「仕入れ税額控除の適用」のためです。

会計ソフトだけでなく手書きの現金出納帳などには「摘要欄」があります。ここには「取引先」や「取引の内容」を記入します。摘要欄に記入がないと具体的な取引内容を把握することができず、税務調査等により帳簿提出を求められた際にも、税務署側も詳しい取引内容を把握することができず、帳簿だけでなく取引内容のわかる資料を求められる可能性が高くなります。それにより調査も時間もかかりますし、会社の信頼性にも影響します。

また、消費税の仕入れ税額控除を適用するには、「相手方の氏名又は名称・年月日・内容・金額・（軽減税率対象品目である旨）」という事が記載されている必要があります。これらの項目が記載されていないと、消費税の仕入れ税額控除を受けることができません。

Q. スーパーで渡す領収証もインボイスでは宛名が必要?

A. 令和5年10月1日からスタートするインボイス制度では、原則として相手方の名称などを記載した適格請求書を交付する必要があります。

ただし、スーパー等の小売業や飲食転業、タクシー業等の**不特定多数を対象とする一部の業種は、宛名を省略した適格簡易請求書の交付**で済みます。また「適用税率と消費税額等のいずれかの記載(インボイスの場合は両方記載)」となります。

今月のいろいろ「掲示板」

◆インボイス登録申請開始◆

令和5年10月1日から開始する消費税のインボイス制度に伴い、適格請求書発行事業者の登録申請が開始されました。弊所の顧問先様に関しましては、順次登録申請をさせて頂きまして、登録番号が通知されましたらメール等でご案内させて頂きます。

個人事業主様に関しては、今年の確定申告終了後登録申請予定)です。早めに登録番号を知りたい等ご要望がございましたら、弊所担当者までご連絡ください。

◆電子取引の紙出力保存の廃止◆

8月号では令和4年1月から始まる電子帳簿保存法の改正について記載させて頂きました。

電子帳簿保存の要件が緩和される一方で、電子取引のデータ保存については一部義務化されます。電子メールに添付する形で請求書の受け渡しを行う場合や、アマゾン等のネットショッピングを行った場合、これまで添付ファイルやメールを印刷する形で紙での保存が認められていましたが、今後は紙ではなくダウンロードしたデータの電子保存が必要になります。

詳細は弊所ブログにて投稿済みですので、合わせてご確認ください!

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
執着心から解放されます。行動範囲が広がるとともに、これまで以上にたくさん、チャンスが舞い込んできそう。	セミナーや異業種交流会などでは、相手を選ばず、積極的に名刺交換をして。縁が縁を呼んで、大きな繋がりができるかも。	家族にたっぷり甘えて、問題解決&エネルギーをチャージ! 悩みや迷いがあるなら、自分ひとりで頑張ろうとしないですね。	職場では常に、中立な立場を貫くようにするべき。特定のグループに引き込まれず、勇気を出して踏み張ることが重要です。



優経税理士法人

～(経済産業省認定) 経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。